令和７年６月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 605 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和７年
（2025年）
6月号
第605号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－ 主 な 記 事 －

税務ポイント …… ２～３頁
イイね ふるさと！ …… ３頁
経営レポート …… ４頁
『ミッション・ビジョン浸透に「夢中」になっていませんか?』… ５頁
皆さんこんにちは・赤羽 洋紀 氏 …… ６頁
頑張ってます・大堀 貴弘 氏 …… ６頁
令和７年度税務職員募集のお知らせ …… ７頁
青年部・女性部コーナー …… ８頁
生活習慣病健診のご案内…… ９頁
会員福利厚生制度 PR …… 10頁
６月の予定 等 …… 11頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき　12頁
法人会会員相談室ご案内（相談カード付）…… 付録

イイね ふるさと！

「塩尻ワイナリーフェスタ」（塩尻市）

世界に誇るワインとぶどうの街である塩尻市には個性豊かなワイナリーが数多く存在し、それぞれが丹精込めて美味しいワイン造りに励まれています。そんな塩尻市ならではの、ワインに関するイベントが「塩尻ワイナリーフェスタ」です。イベントでは会場となる塩尻市宗賀地区の平出遺跡公園に、市内ワイナリーや飲食店のブースが数多く出展され、豊かな自然の中で大勢の方々が塩尻ワインを楽しみます。

（関連記事３頁掲載　清沢和恵編集委員）

確認印

みんなで回覧しましょう。									
社長								経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉗〕所得税関係

災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除)

Q. 近年、台風・豪雨、地震等自然災害が多発しています。そこで、資産に損害を受けた時に受けられる控除を教えてください。

A. 概要

災害または盗難もしくは横領によって、下記の「雑損控除の対象になる資産の要件」にあてはまる資産について損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。

㈱　雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が1,000万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。

１．雑損控除の金額

次の⑴と⑵のうちいずれか多い方の金額です。

⑴　（損害金額＋災害等関連支出の金額－保険金等の額）－（総所得金額等）×10％

⑵　（災害関連支出の金額－保険金等の額）－５万円

（注１）「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額です。

「損害金額」については、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額の「合理的な計算方法」で計算することができます。

また、損害を受けた資産が減価償却資産である場合には、その資産の取得価額から非業務用資産として計算した減価償却費累積額相当額を控除した金額を基礎として損害金額を計算することもできます。

（注２）「災害等関連支出の金額」とは、次のような支出をいいます。

①　災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など

②　盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のための支出など

（注３）「保険金等の額」とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額をいいます。

保険金等の額は、まず、損害金額から差し引き、保険金等の額が損害金額を超える場合には、災害（等）関連支出の金額から差し引きます。

（注４）「災害関連支出の金額」とは、上記（注２）①の金額をいいます。

対象者または対象物

１．雑損控除の対象になる資産の要件

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

⑴　資産の所有者が次のいずれかであること。

イ　納税者

ロ　納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）の方

⑵棚卸資産もしくは事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

㈱「生活に通常必要でない資産」とは、例えば、別荘など趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で保有する不動産（平成26年４月１日以後は同じ目的で保有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権など）も含まれます。）や貴金属（製品）や書画、骨董など１個または１組の価額が30万円超のものなど生活に通常必要でない動産をいいます。

２．損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。

⑴　震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害

⑵　火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害

⑶　害虫などの生物による異常な災害

⑷　盗難

⑸　横領

なお、詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。

手続き

１．申告等の方法

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください。

なお、損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後３年間（東日本大震災又は令和５年４月１日以後に発生する特定非常災害

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）

により生じた損失額については、５年間）に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます（雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっています。）。

㈱「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第２条第１項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。

また、給与所得のある方について、平成31年４月１日以後、給与所得の源泉徴収票は、確定申告書への添付または確定申告書を提出する際の提示が不要となりました。ただし、確定申告書を作成する際には引き続き給与所得の源泉徴収票が必要となりますので、税務署等へお越しになる際には忘れずにお持ちください。

根拠法令等

所法２、62、71、71の２、72、87、120、所令９、178、203、204、204の２、205、206、262、災免法２

（税制委員会：甕秀行、北澤剛、竹原喜代一　グループ稿）（監修：関東信越税理士会　松本支部）

イイね！ふるさと！

塩尻ワイナリーフェスタ（塩尻市）～ワインとぶどうの街　塩尻の魅力を発信～

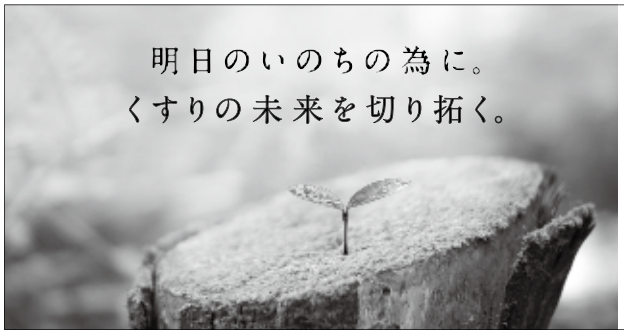


長野県のほぼ中央に位置する塩尻市。明治時代に先人たちがワイン造りに取り組み、たゆまぬ努力を続けてきた結果、今では国内を代表するワイン産地としてその名をとどろかせています。現在、市内には明治以来の老舗ワイナリー、全国トップクラスの流通量を誇る大手ワイナリー、個人経営の新興ワイナリー、さらには日本でも数少ないワインの醸造について学べる高校などがあるまさにワインの街となっております。

そんなワインの街の魅力を大勢の方々に知っていただくためのイベントとして行われているのが『塩尻ワイナリーフェスタ』です。今年は５月17日に開催されたのですが、宗賀地区の平出遺跡公園を会場に、市内の多くのワイナリーが自慢のワインを提供するワイン関連ブースや、様々な飲食販売ブースが出店され、緑豊かな自然の中でワインの魅力を堪能できる「ワインピクニック」と、平出遺跡公園から発着する専用の循環バスに乗って、各ワイナリーをめぐる「ワイナリーめぐり」が行われました。ちなみに「ワイナリーめぐり」は６年ぶりに開催され、要望の多かった塩尻の伝統工芸品“木曽漆器”の技法によりつくられた漆塗りグラスの提供も数量限定で復活したそうです。

今年はあいにくの天気の中での開催となってしまいましたが、全国から2,000人を超えるワイン愛好家が集い塩尻の豊かな自然、そして特産のワインの味を楽しみ、ワイン造りに携わるワイナリーの情熱を感じてくださったことと思います。ワインとぶどうの街塩尻の魅力を発信する素晴らしいイベント「塩尻ワイナリーフェスタ」をご紹介いたしました。

（清沢和恵編集委員）



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

経営レポート

見直しが議論されている退職金課税

税理士 大 塚 賢 治



令和７年３月５日の参院予算委員会において石破茂首相は、同じ会社に長く勤めるほど優遇される退職金課税について「慎重なうえに適切な見直しをすべき」と述べ、さらに「雇用の流動化が妨げられない退職金課税のあり方は、私自身まだ答えが出ていない」と発言しています。政府・与党は令和７年度の税制改正で、退職金課税の改正を見送り、令和８年度の税制改正で議論する方針です。現行の退職金課税の概要を確認してみましょう。

１．概要

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいい、社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金、確定拠出年金法に規定する企業型年金規約または個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金なども退職所得とみなされます。

２．計算方法・計算式

所得の計算方法:退職所得の金額は、原則として、次のように計算します。

（収入金額（源泉徴収される前の金額）－退職所得控除額）× １ ／ ２ ＝ 退職所得の金額

３．退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、以下の通り。

20年以下…40万円 × 勤続年数（80万円に満たない場合には、80万円）

20年超…800万円＋ 70万円 ×（勤続年数－ 20年）

（注 1）障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

（注 2）前年以前に退職金を受け取ったことがあるときまたは同一年中に２か所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なることがあります。

４．税額の計算方法

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算します。

⑴「退職所得の受給に関する申告書」を提出している人

退職金等の支払者が所得税額および復興特別所得税額を計算し、その退職手当等の支払の際、退職所得の金額に応じた所得税等の額が源泉徴収されるため、原則として確定申告は必要ありません。

ただし、医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、確定申告書に退職所得の金額を記載する必要があります。

⑵「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない人

退職金等の支払金額の20.42パーセントの所得税額および復興特別所得税額が源泉徴収されますが、受給者本人が確定申告を行うことにより所得税額および復興特別所得税額の精算をします。

㈱　平成25年１月１日から令和19年 12月31日までの間に支払を受ける退職手当等については、所得税とともに復興特別所得税が課されます。

[令和６年４月１日現在法令等]

国税庁ホームージ抜粋 No.1420 「退職金を受け取ったとき」より抜粋

大塚会計事務所
〒399-0014 松本市平田東 1-25-11
TEL・FAX0263-85-7330

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

ミッション・ビジョン浸透に「夢中」になっていませんか？

株式会社ジェイック ＨＲドクター編集長　古庄 拓

さまざまな経営書等で、従業員のモチベーションを高めたり、採用や定着を成功させたりする上で、企業のミッションやビジョンを明確にして浸透させることが重要だと書かれています。従業員にやりがいや働きがいを持ってもらうためには、「何のために働いているのか？」「自分の仕事にどんな価値があるか？」を明確にすることが大切です。

ミッションやビジョンを浸透させる重要性を示す話として、「石工職人」の説話を知っている方も多いでしょう。石を切り出している３人の石工職人がいた。何をしているかを聞かれて、１人目は「石工職人の仕事で報酬をもらって生活している」、２人目は「この国一番の石切りを目指している」、３人目は「私が切り出した石がこの国の教会になる」と答えた。３人目の答えが「仕事の目的」を示すものだと言われます。これはドラッカーの説話ですが、ドラッカーは後に４人目の石工職人を登場させ、「私が切り出した石が教会となり、みんなの心が安らぐ場所になる」と答えさせています。４人目の答えこそ、仕事の意義や価値です。石工職人の話は、組織のミッションやビジョン浸透が、仕事のやりがいにつながることを分かりやすく解説しています。

一方で、経営者、とりわけオーナー経営者や創業者の方々は「企業・事業≒自分の人生」だという感覚が強いでしょう。しかし、従業員にとって一番大切なのは「自分の人生」であり、家族や趣味、生きがいです。優先順位は「自分の人生＞企業」です。とくに転職が当たり前となった現在、「自分の人生＞いまの所属企業」になっています。これを見落としたまま、企業のミッションやビジョンを浸透させようと思ってもうまくいきません。

極端な表現をすれば、従業員は会社のために働いているわけではなく、自分のために働いています。従業員それぞれにとっての「教会」や「みんなの心が安らぐ場所」に当たるものは何かが大切です。ミッションやビジョンを浸透させたいなら、従業員に「自分は何を大切にしたいか？」「どんな価値観を持っているのか？」「どんな人生を送りたいのか？」を明確にしてもらうことが必要です。

その上で個人が大切にしたいものと、企業のミッションやビジョン、仕事の内容・やりがいがどう重なるのかを具体化していくのです。また、企業のミッションやビジョン、経営・事業が、個人のキャリア形成や報酬にどう跳ね返るのかもきちん示していく必要があります。いまの時代に会社起点でやりがいや働きがいを浸透させようと思ってもうまくいきません。個人を起点として、会社の理念や方向性とどうつなげるか？というアプローチが重要です。

個人のビジョンや価値観を明確化するには書籍『７つの習慣』（スティーブン・Ｒ・コヴィー著）で提示されるミッションステートメント、また、仕事の成果ややりがいを個人に落とし込むには原田メソッドの「目的･目標の４観点」というツールが参考になります。興味があればぜひ調べてみてください。

【筆者紹介】**古庄拓（ふるしょう･たく）**　1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。社員研修やリーダー研修、新卒採用など、複数のサービスや事業の立ち上げを担当し、執行役員・取締役等を歴任。現在は、採用と社員教育の情報を発信するメディア「ＨＲドクター」編集長として知識・ノウハウを発信している。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！



皆さん こんにちは♪

赤羽工業有限会社
松本市寿北
専務取締役　赤羽　洋紀 氏

『材木のプロフェッショナルとして』

松本市寿北にございます赤羽工業㈲の赤羽専務さんにお話を伺いました。同社は主に建築設計事務所や工務店さんをお取引先として、国産の木材を原料とした住宅用の床材や柱といった建築資材や、モノを乗せて運ぶ物流に欠かせない木製パレット、木製梱包資材などを自社生産すると共に、海外産材木の流通販売などを行われています。昔ながらの仕事のやり方も多い業界なのだそうですが、情報技術等を利用して新しいやり方ができないかを普段から意識しているそうです。もともと好きだったＰＣ関係の知識と技術を活かし、オリジナルの受注システムを作成したり、ＳＮＳ等も活用して情報発信を行い、新しい販路の獲得にもつなげているそうです。



赤羽さんにこれからのことを伺うと「会社を取り巻く環境は国内外の様々な要因によって変化していくこと想像できますが、自社については新しい技術等も用いて、少人数でもこれまでと変わらない仕事ができる仕組みを作りたいですし、お取引先とも良い関係が続けられるよう頑張りたいです」とお話しくださいました。赤羽さんは法人会青年部でも役員としてご活躍中。なんでも話しやすい雰囲気をお持ちの方です。これからますますのご活躍をお祈りしています！

（平林和樹編集委員）

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

頑張ってます!!



『大好きな塩尻市のために頑張ります！』

塩尻商工会議所
塩尻市大門一番町
大堀　貴弘 氏

多種多様な機械製品や特産のワイン、伝統の漆器製品などの製造業をはじめ様々な分野で魅力的な企業が数多く集積する塩尻市。そうした企業を伴走支援するとともに、地域を元気にする事業にも取り組まれる塩尻商工会議所。経営者が抱く様々な悩みに関する相談や、企業の発展につながる支援、学びの機会の提供、地域の魅力を創造し広く発信する事業などに職員の皆さんが日々汗を流されています。

そんな塩尻商工会議所の中小企業相談所補助員として奮闘中の大堀さんは、前職の営業地区であった塩尻市で住民の方々の優しさに数多く触れ「塩尻市って良いところだな、この地域のためになるような仕事をしたい。」と考えていた時、たまたま塩尻商工会議所で求人があり昨年７月に入所されたそうです。「商工会議所の職員として会員企業のお役に立てるよう、とにかく相手の話をしっかりと聴き、寄り添い、相手の立場で考え、行動できるよう心掛けています。お気軽に会議所にお越しいただき、どんなことでもお話してもらえればうれしいです。」と笑顔でお話しくださいました。地域を愛する若い力に期待しております。これからも頑張ってくださいね！（清沢和恵編集委員）

☆塩尻商工会議所では、企業に役立つ様々な情報を LINE でお届けしております♪こちらの QR コードからご登録をお願いいたします！

塩尻商工会議所
公式LINE
友だち募集中

令和７年度

税務職員募集のお知らせ
（採用試験募集要綱）

■概　要

国税局や税務署において、「税のスペシャリスト」として働く税務職員(国家公務員)を募集します。

■受験資格

１．令和７年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者及び令和８年３月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者

２．人事院が１に掲げる者に準ずると認める者

■試験の程度　高等学校卒業程度

■申込方法等

インターネット申込み

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

人事院〈インターネット申込〉

○受付期間

令和７年６月13日㈮　午前９時～6月25日㈬

〔受信有効〕

【インターネット申込みができない環境の場合】

○問合せ先　希望する第１次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）

■試験日

第１次試験日　令和７年９月７日㈰

第２次試験日　令和７年10月15日㈬～10月24日㈮までの間の第１次試験合格通知書で指定する日

■合格者発表日

第１次試験合格者　令和７年10月９日㈭

最 終 合 格 者　令和７年11月18日㈫

■問合せ先

○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課　TEL：03-3581-5311　内線 2333

午前９時～午後５時

（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係

TEL:048-600-3111 内線 2097

午前９時～午後５時

（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

国税庁〈税務職員採用試験〉

人事院〈採用情報 NAVI〉

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください “法人会やまびこ運動”ご協力のお願い

先月号の広報誌でもご案内の通り、今年も５月から“法人会やまびこ運動”をスタートしております。ご承知の通りこの運動は、会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組みです。

依然として厳しい経済環境が続いていますが、活発な法人会活動をこれからも続けていけますよう、皆様からのご協力をお願い申し上げます。



「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。

※詳しくは先月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。

ご協力よろしくお願い申し上げます。

青年部コーナー

―第50回通常総会開催報告・創立50周年記念式典―



川出青年部長



これまで大勢の方々に支えていただき、青年部は今年創立50周年を迎えることができました。そうした中、青年部では４月24日に第50回通常総会・創立50周年記念式典を開催いたしました。（会場：アルピコプラザホテル）

総会では役員改選案を含む予定された議事が全て承認され、留任頂いた川出青年部長のもと、新執行部体制で新年度がスタートいたしました。また、総会後には50周年記念事業の一環として記念式典が執り行われ、大勢のご来賓にご臨席いただく中、これまでの活動を振り返ると共に、これからも積極的な活動を続けていく決意を新たにいたしました。

女性部コーナー

―第46回通常総会開催報告―


渡辺女性部長


講師の依田統括官

４月18日、女性部第46回通常総会がアルピコプラザホテルにて開催され、予定された議事（前年度事業・収支決算報告、新年度事業・予算計画案、役員改選案）が無事承認されました。総会に先立ち松本税務署法人課税第一部門 依田統括官さんを講師に『国税の仕事』というテーマでお話を伺い、税務署の仕事に関する知識を深めることができました。

女性部でも引き続き渡辺部長に留任頂くこととなり、新たな役員にも就任頂いた新体制で様々な活動に積極的に取り組んでいくこととなりました。

青年部・女性部　部員大募集中！！

松本法人会には青年部と女性部が組織され、税務はもちろん企業経営に役立つ各種研修会や親睦事業、租税教育活動や社会貢献事業をそれぞれ精力的に展開しています。

あなたも青年部・女性部活動に参加し、スキルアップを図るとともに異なる業種や地域の仲間と出会える機会を探してみませんか！

お問い合わせは事務局まで（電話：0263-35-8080）









会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！
～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

法人会 生活習慣病健診実施のご案内

夏期、冬期と実施している健康診断です。**充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も２時間程度と、お仕事の負担にならない**ことなどから毎回大変ご好評をいただいております。**すでにお送りしておりますご案内では申込期限を迎えておりますが、日程によってはまだお申込みいただけますのでご希望の方は事務局までお問合わせ下さいますようお願いいたします。**

①【基本コース】基本的な検査項目を網羅

②【ドック健診コース】基本コースに「腫瘍マーカー検査」「超音波（エコー）検査」を追加

③【プレミアドックコース】ドック健診コースに「尿沈渣」「眼圧（緑内障検査）」「血液検査の血液像」「血清鉄」「シフラ（肺がん腫瘍マーカー）」を追加

上記３つのコースに加え充実のオプション検査も用意しております。いずれのコースも『全国健康保険協会（協会けんぽ）』加入事業者様につきましては協会けんぽの補助制度もご利用いただけます（**こちらは 35 歳～ 74 歳までの被保険者ご本人に限り、おひとり様、年に１度の補助**となります）。

日程

令和７年７月７日㈪
７月８日㈫
７月９日㈬
７月14日㈪
７月15日㈫
７月16日㈬
７月17日㈭
７月18日㈮

受付時間 各日とも
午前 8:00～ 午前 8:30～
午前 9:00～ 午前 9:30～
午前10:00～ 午前10:30～

会場

南松ホール（旧 林友ホール）松本市双葉 18-22

費用 ※費用はすべて消費税込価格です。

①〔基本コース〕
Ａ：通常受診　17,000円
Ｃ：協会けんぽ扱い　5,613円

②〔ドック健診コース〕
Ｂ：通常受診　27,000円
Ｄ：協会けんぽ扱い　14,113円

③ 【プレミアドッグコース】
Ｅ：通常受診　31,000円
Ｆ：協会けんぽ扱い　18,113円

☆その他各種オプション検査（別料金）もございます。

オプション①	肝炎ウイルス検査	4,000円
オプション②	アミノインデックス（AICS）検査	23,000円
オプション③	ロックスインデックス（LOX-index ※脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査）	12,500円
オプション④	頸動脈超音波検査	6,600円
オプション⑤	腸内フローラ検査	16,500円
オプション⑥	View アレルギー39検査	13,000円
オプション⑦	甲状腺検査	4,400円
オプション⑧	前立腺腫瘍マーカー（PSA）※男性	1,700円
オプション⑨	乳房超音波検査※女性	1,700円
オプション⑩	下腹部超音波検査※女性	3,000円
オプション⑪	卵巣がんマーカー（CA125）※女性	2,000円
オプション⑫	乳がんマーカー（CA15-3）※女性	1,500円
オプション⑬	子宮がんマーカー（SCC）※女性	1,600円
オプション⑭	NT-proBNP（心不全リスク検査）	2,750円
オプション⑮	歯周病唾液検査	2,300円

ご希望の方は事務局までご連絡ください。
（電話：0263-35-8080）

備考 ⑴ 検査は **（一財）全日本労働福祉協会** が行います。
⑵ 検査結果につきましては概ね３週間で通知いたします。



さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

シンカする大同生命。

大同生命は今や“万一のとき”の
生命保険だけではありません。
これまでの保険を深化させて、病気・ケガによる
離職・リタイアリスクなど、企業経営者が
働けなくなったときまでサポートする
「トータルな保障」を提供。
さらに、生命保険の枠にとらわれない新化で、
医療用ロボットによる難病治療のための保障や
中小企業の「健康経営®」などを総合的に支援。
生命保険を深く、新しく、シンカさせることで、
大同生命の真価を発揮していきます。

すべては、中小企業のみなさまのために。

トータルな
企業保障

ＨＡＬ
プラス特約※

経営者個人
の保障

中小企業向け
サービス

※正式名称：無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約［特定難病用・保険料不要型］

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10（大同生命松本ビル3F）　TEL 0263-32-0829

DAIDO 大同生命保険株式会社

「消費税申告一声運動実施中」

旧松本市内の会員の皆様へ

令和７年度の当会会費を、口座振替で納入いただいている旧松本市内の会員各位には、個別にご通知のとおり、６月12日㈭にご指定の口座から引落しをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

６月の予定

２日川手部会総会・税務研修会　**３日**広報委員会編集会議　**４日**税制委グループ会議、松本Ａブロック税務研修会　**５日**塩尻部会税務研修会・総会、租税教室（源池小学校）　**６日**松本Ｂブロック税務研修会、青年部第一・六委員会幹事会　**９日**豊科部会総会・税務研修会　**10日**穂高部会税務研修会・総会、租税教室（桔梗小学校）　**11日**新設法人説明会　**12日**６月役員会　**13日**県連総会　**16日**松本Ｃブロック税務研修会　**18日**松本Ｄブロック税務研修会、租税教室（二子小学校）　**19日**女性部６月例会　**21日**会員親睦ゴルフ大会　**24日**決算説明会　**25日**松本Ｅブロック研修会、青年部６月例会　**26日**総務委員会

決算説明会

（法人税・消費税の説明会／５月決算法人対象）

６月24日㈫　午後２時より

松本市駅前会館「大会議室」

法人会無料会員相談室（法律相談・労務相談）ご案内・同相談カードをご確認ください！

松本法人会では会員企業向けのサービスの一環として「法人会無料会員相談室」を実施しています。会員企業の皆様が経営上、万が一のトラブルに見舞われた際に専門家のアドバイスを無料で受けることが出来ます。（通常の相談の範囲が無料となります。）

詳細につきましては今月号の付録としてお送りいたしました「ご案内（ピンクのチラシ）」と「相談カード」をご確認いただければと存じます。





松本法人会 クールビズ運動実施

当会では地球温暖化対策の一環として環境省の推進するクールビズ運動を、本年も下記要領にて実施致します。

期　　間　６月１日～９月 30 日まで

対象行事　当会全行事（各種会議・研修会等）日常業務

対　　象　当会役職員及び会員

内　　容　①室温 28℃管理に努める。

②涼しく効率的に働くことができる服装（ノーネクタイ等）。但し、強制するものではない。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

㈱武井山三郎商店



ぼんぼん・応援うちわ・販促キャンペーンに
オリジナル・既製品（絵付）・大うちわ・各承ります
当店うちわ HP ご覧ください（QR コードから）
ご相談ください・常設展示・駐車場完備
創業１３５年
（株）武井山三郎商店
松本市庄内１－５－１　TEL 25-0777

地区トピックス　道の駅 さかきた」（筑北村）



筑北村内をはしる国道403号沿いに「道の駅さかきた」はございます。こちらにはとれたての野菜や果物が購入できる直売所と、地元の名物「もえぎうどん」や「おやき」がいただける食堂がございます。季節になれば山菜や天然きのこもお求めいただける人気の道の駅です。みな様も是非、お立ち寄りください♪　（平林和樹編集委員）

川柳コーナー

世界中
我慢比べか
トランプと

解決の
糸口見えぬ
米騒動

運動会
春も暑いじゃ
いつやるの？

新米

あとがき

「失敗は成功のもと」、よく聞く言葉です。いろいろな失敗を反省し改善点を見つけて、行動し、成長をしていくことで、成功に近づく事ができる教訓を意味します。「失敗を恐れず前向きに挑戦！その想い、その一歩が人生を変える！」、そう信じて日々を過ごしております。

私は今現在、自動車屋と飲食業の２つを仕事として会社を営み、毎日働かせてもらえています。たくさんの人たちに出逢い、色々な事を教えていただき、一人の人間として少しづつ成長することができました。本当に感謝です。これからもいろんな良い事、悪い事があると思います。そんな時こそ、まわりの先輩、良き仲間、これから出会う人たちと相談やお話をする時間をたくさん作りたいと思っています。周りの人に心から感謝して、大切な仲間、大切な人たちのために笑顔で物事に取り組みたいと思います。チャレンジです！

（平林）

（本号編集委員：清沢和恵　平林和樹）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社